

最低制限価格の算出方法について（令和5年4月1日施行）

越前市最低制限価格制度事務処理要領に基づき、下記のとおり算出する。

①下表の区分に該当する算出式により、最低制限基準価格を算出する。（第3条第2項、別表）

区分		算出式	
建設工事		(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9 +一般管理費× <u>0.68</u>) ×110/100	
建設 工事 に係 る 業 務 委 託	測量 (用地測量を含む。)	(直接測量費+測量調査費+諸経費×4.8/10) ×110/100	
	調 査	地質調査	(直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×8/10 +諸経費×4.8/10) ×110/100
		補償調査	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10 +一般管理費等×4.5/10) ×110/100
		道路・河川 環境調査等	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10) ×110/100
	設 計	土木	・積算に技術経費を用いていない場合 (直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10 +一般管理費等×4.8/10) ×110/100
		農林	・積算に技術経費を用いている場合 (直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10) ×110/100
		建築 (監理委託を含む)	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10) ×110/100

ただし、算出した額が予定価格×92/100を超える場合は予定価格×92/100を、
予定価格×80/100に満たない場合は予定価格×80/100を最低制限基準価格とする。

②最低制限基準価格×ランダム係数（0.99～1.01）を最低制限価格とする。（第3条第1項）

※ランダム係数は最低制限価格が予定価格×80/100から×92/100の範囲内の額となるよう、開札時に
福井県電子入札システムが無作為に抽出する。